明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○船員に関する青少年雇用対策基本方針を制定する件（国土交通六四二）　一
○船員及び船員になろうとする者である障害者に対する差別の禁止に関する規定に定める事項に関し、事業主が適切に対処するための指針を定める件（同六四三）　四
○船員に関する雇用の分野における障害者と障害者でない者との均等な機会若しくは待遇の確保又は障害者である船員の有する能力の有効な発揮の支障となっている事情を改善するために事業主が講ずべき措置に関する指針を定める件（同六四四）　六
○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（同六四五～六四七）　一〇
○砂防法第二条の土地を指定する件（同六四八）　三
○直轄砂防工事を施行する件（同六四九）　四

〔官庁報告〕

官庁事項

貸金業法第三十三条第二項の規定による日本貸金業協会からの届出に関する公示について（金融庁）　一五

国家試験

CBTによる平成二十七年度ITパスポート試験合格者（経済産業省）　二〇

〔公　告〕

諸事項

裁判所

破産、免責、再生関係　二五

特殊法人等

司法書士名簿登録等、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記、厚生年金基金解散・清算人就任関係　四〇

地方公共団体

行旅死亡人関係　六九

会社その他

会社決算公告　七三

告示

○国土交通省告示第六百四十二号

青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）第三十三条の規定により読み替えて適用される法第八条第一項の規定に基づき、船員に関する青少年雇用対策基本方針を次のように定め、公布の日から適用する。

平成二十八年四月十一日

国土交通大臣　石井　啓一

船員に関する青少年雇用対策基本方針

目次

はじめに
第一　船員に関する青少年の職業生活の動向
一　船員に関する青少年の現状
(一)　船員に関する青少年をめぐる雇用情勢
(二)　働くことに関する青少年船員の意識
第二　船員に関する青少年について適職の選択を可能とする環境の整備並びに職業能力の開発及び向上等に関する施策の基本となるべき事項
一　船員に関する青少年雇用対策の方向性
二　学校卒業見込者等の就職活動からマッチング・職場定着までの支援
(一)　在学段階からの職業意識等の醸成
①　職場体験等を通じた職業意識の形成支援
②　船員に係る労働法制に関する基礎的知識等の周知啓発
(二)　ニーズ等を踏まえた適切な教育訓練の実施
(三)　マッチングの向上等による学校卒業見込者等の職業生活への円滑な移行、適職の選択及び職場定着の支援
①　船員教育訓練機関等から職業生活への円滑な移行のための支援
②　既卒者の応募機会の拡大に向けた取組の促進
③　マッチングの向上に資するための労働条件等の明示の徹底及び積極的な情報提供の促進
④　船員に関する労働関係法令違反が疑われる企業への対応
⑤　就職後の職場適応・職場定着のための支援
三　中途退学者・就職先が決まらないまま卒業した者に対する支援
四　企業における青少年の活躍促進に向けた取組に対する支援
(一)　青少年の採用及び育成に積極的な中小企業の情報発信のための支援
(二)　仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の改善、多様なニーズに対応した働き方の実現
五　船員に関する資格の取得等の促進

はじめに

勤労青少年福祉法（昭和四十五年法律第九十八号）の制定以来、同法に基づき、福祉施設の設置や余暇活動の振興等、勤労青少年福祉施策が推進されてきた。勤労青少年福祉法が制定された高度経済成長期から、青少年を取り巻く社会経済状況は大きく変化している。少子高齢化が一層進展し、労働力人口の減少が見込まれる中で、次代を担うべき存在として青少年が活躍できる環境整備を行うことが重要な課題となっている。